

令和4年2月10日

守口市市民生活部コミュニティ推進課

令和5年以降の成人式の対象年齢について

1 対象年齢

本市成人式については、実施年度中に「成年」となる方を対象として開催してきたところです。

その中で、「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日より施行されることに伴い、成年年齢が引き下げられることとなりましたが、本市成人式については当該年度中に20歳になる方（従来どおり）を対象として実施します。

2 理由

○18歳に達する者を対象とした場合、進学や就職など進路を選択する時期と重なることから、参加できない人が多くなる可能性や当事者たる成人が落ち着いた環境の下でそれを祝うことの困難性が見込まれるため。

○民法上、成年年齢は18歳に引き下げられたものの、飲酒や喫煙などの法律上の制約は従来どおり20歳とされていることから、従来どおり「20歳」というタイミングで成人としての自覚を改めて促す機会とするため。